

出資等に係る不要財産の納付について

1 趣旨

本市が地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という）に対して出資した土地及び建物の一部について、本年6月に、法人から市長あてに地方独立行政法人法第6条第4項及び同法第42条の2の規定により不要財産の納付認可の申請（別添）があったため、認可を行うにあたり、あらかじめ評価委員会の意見を聴くもの。

2 経緯

旧八幡病院の本市所有部分と法人所有部分を一体的に売却する本市の方針に沿って、法人所有部分を本市に返還するもの。

3 出資等に係る不要財産の内容

名 称：旧八幡病院北棟、立体駐車場及び救急ワークステーション（以下「救急WS」という。）

所 在 地：八幡東区西本町四丁目51番1番地の一部

土 地：面 積 3,561.30 m²、帳簿価額 93,600,969 円

建 物：床面積 6,803.40 m²、帳簿価額 352,572,412 円

【内訳】

- ・北棟 平成 8年建設、3階建RC造、床面積 1,113.05 m²
- ・立体駐車場 平成 11年建設、5階建鉄骨造、床面積 5,453.25 m²
- ・救急WS 平成 20年建設、2階建鉄骨造、床面積 197.35 m²

【参考法令】

○地方独立行政法人法（抜粋）

第6条の4

地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第42条の2の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

第42条の2

地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第4項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

- 5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

北九病機総第15号

令和7年6月26日

北九州市長 武 内 和 久 様

地方独立行政法人北九州市立病院機構

理事長 中 西 洋 一

出資等に係る不要財産の納付について（申請）

標記の件について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の2第1項及び地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請します。

(別紙)

1 出資等に係る不要財産の内容

名 称：旧八幡病院北棟、立体駐車場及び救急ワークステーション（以下「救急WS」という。）

所 在 地：八幡東区西本町四丁目 5 1 番 1 番地の一部

土地面積：3,561.30 m²

建 物：北棟 平成 8 年建設、3 階建RC造、床面積 1,113.05 m²

立体駐車場 平成 1 1 年建設、5 階建鉄骨造、床面積 5,453.25 m²

救急WS 平成 2 0 年建設、2 階建鉄骨造、床面積 197.35 m²

2 出資等に係る不要財産の必要がなくなったと認められる理由

紙カルテ保管庫及び職員駐車場として利用しているものの、出資を受けている部分を含めて、旧八幡病院跡地を一体的に売却する方向で北九州市が決定したため不要となるもの。

3 出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額

	土地	建物	合計
取得日	93,600,969 円	499,441,480 円	593,042,449 円
申請日	93,600,969 円	352,572,412 円	446,173,381 円

4 出資等に係る不要財産の取得に係る出資の内容

平成 3 1 年 4 月 1 日の法人設立の際に、地方独立行政法人法第 6 6 条第 1 項の規定に基づき承継された権利（所有権）に係る財産の一部

5 現物による出資等団体への納付の予定時期

令和 8 年度上半期